

浄水水質検査結果書(水質基準項目)

東部浄水場 浄水

番号	項目	水質基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	採水年月日		令和6年4月3日					
	採水地点		東部浄水場	東部浄水場	東部浄水場	東部浄水場	東部浄水場	東部浄水場
	採水者所属		水道施設課					
	気温	℃	14.8					
	水温	℃	14.6					
基1	一般細菌	100個/mL以下	0					
基2	大腸菌	検出されないこと	不検出					
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	—					
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	—					
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	—					
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	—					
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	—					
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	—					
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	—					
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	—					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1.3					
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.08					
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	—					
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	—					
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	—					
基16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	—					
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	—					
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—					
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—					
基20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	—					
基21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.05未満					
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	—					
基23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	—					
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	—					
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	—					
基26	臭素酸	0.01 mg/L以下	—					
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	—					
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	—					
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	—					
基30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	—					
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	—					
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	—					
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	—					
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	—					
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	—					
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	—					
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	—					
基38	塩化物イオン	200 mg/L以下	17.4					
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	52.7					
基40	蒸発残留物	500 mg/L以下	120					
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	—					
基42	ジオオキシベンゼン	0.00001 mg/L以下	—					
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	—					
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	—					
基45	フェノール類	0.005 mg/L以下	—					
基46	有機物(TOC量)	3 mg/L以下	0.9					
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4					
基48	味	異常でないこと	異常なし					
基49	臭気	異常でないこと	異常なし					
基50	色度	5度以下	0.6					
基51	濁度	2度以下	0.1未満					
	残留塩素	0.1 mg/L以上	0.9					
	電気伝導率	(μS/cm)	184					
	アルカリ度	(mg/L)	42.2					
	判定		水質基準に適合					
	検査期日		令和6年4月3日 ～ 令和6年4月5日					
	検査機関		埼玉県 上尾市上下水道部					

【備考】残留塩素は、衛生上必要な措置として給水栓(蛇口)で0.1mg/L以上保持することになっています。

番号の「基」は水質基準項目です。

基準項目16の「(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」は「(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン」と表記しています。

網掛けの項目は、概ね1か月に1回以上行う項目(省略不可項目)で、9項目あります。

アルカリ度と電気伝導率は年間を通し上尾市上下水道部で検査を実施しています。